

1974 年通商法 301 条に基づく適用除外申請制度について

【審査基準】

米通商代表部(USTR)は、以下の基準に基づき、関税賦課を免除する品目の審査を行う。申請者は、適用除外を求める製品の詳細に加え、これら項目に関しての回答を申請フォームに記載する必要がある。

- (1)申請品目は中国からしか入手できないものか、それとも米国または第三国からの調達が可能か
- (2)申請品目への追加課税により申請者またはその他の米国の経済的利益が著しく損なわれるか
- (3)「中国製造 2025」などの中国の産業プログラムにとって、申請品目が戦略的に重要なものか

【申請品目】

今回の適用除外措置は、7 月 6 日から関税賦課が開始された HTS コード 8 桁ベースの [818 品目\(対中輸入額 340 億ドル相当\)](#)が対象だが、適用除外申請時には 8 桁ベースよりさらに詳細な品目の説明が求められる。例えば、申請書には 10 桁ベースの HTS コードの記載が求められる。

【232 条の適用除外制度との相違点】

232 条の適用除外は申請企業が申請書に記載した量の輸入に限定されていたが、301 条で適用除外が認定された場合には、全ての企業の対象品目の追加関税が免除される。つまり、他企業の申請が認可された場合でも、自社が当該品目を輸入していれば、関税賦課の免除を受けられる。

301 条ではまた、個別企業に代わって業界団体が除外申請を提出することが可能(注)。232 条では、各企業

が個別に申請業務を行う必要があり、中小企業などにとっては作業負担が重過ぎるとの批判がある。申請フォームも大幅に簡略化されている。

関税還付の開始日は、関税賦課の開始日の 7 月 6 日が起点になった。232 条では、商務省が連邦政府のウェブサイトに申請書を掲載し、パブコメを開始した日を関税還付の起点にしているが、掲載までに時間がかかり、関税還付の対象外の期間が長期化していることが問題になっている([2018 年 5 月 14 日記事参照](#))。

(注) USTR は申請者の条件を明記していない。ただし、申請フォームでは、申請者と申請製品の関係を答える選択式の質問において、(1) 米国製造業者、(2) 輸入者、(3) 業界団体、(4) 購入者、(5) その他、を回答の選択肢として示している。このため、米国で事業を行う企業や団体を主な申請者として想定しているとみられる。